

新型コロナウイルス感染症による法人二税の 申告・納付期限延長の申請方法を変更します ～申告書の余白等への記載による延長申請の終了～

- 令和5年5月8日(月)に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2類相当から5類に移行します。
これに伴い、令和5年9月1日(金)以降、申告書の余白等への記載による法人県民税・事業税の申告・納付期限の延長申請の受付を終了します。
- 9月1日以降に新型コロナウイルスの影響のために申告期限等の延長を申請する場合は、災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書「申告期限等の延長申請書」による申請、もしくは、電子申告の場合は「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請(eLTAX 様式)」により申請してください。
- 「申告期限等の延長申請書」は県税ホームページ『県税便利帳』の『様式ダウンロード』コーナーからダウンロードできます。

県税便利帳

検索



『様式ダウンロード』
コーナーへ

『県税便利帳』>『申請・届出』>『様式ダウンロード』>『法人県民税・事業税、特別法
人事業税または地方特別法人税』>『災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書』
>『申告期限等の延長申請書. pdf』